

## 社会福祉法人三幸会法人本部 平成30年度事業計画

介護保険事業第7期改正初年度となる平成30年度は、同時に医療制度も改正となる年です。国の目指す地域包括ケアのための介護予防・自立支援への積極的な取り組みが推進される中、当法人で運営する高齢者施設のみならず、救護施設においても自立支援・居宅支援・通所事業への取り組みが強化されていきます。

地域における福祉先駆者の社会福祉法人として既存の福祉事業のみならず、公益的な取り組みを行いながら地域の声や要望を把握する機会を提供しておりますが、福祉そのものが複雑になり過ぎてわかりにくい、という声をしばしば耳にします。

福祉が専門化・細分化になり過ぎ、情報の非対称化が加速している感があります。

今後も地域の声や要望を常に把握する仕組み強化をし、一般に向けて映像などICT媒体を用いるなど福祉をより見える化するプレゼン力も必要です。

また、近年の目まぐるしい福祉機器の進歩に伴い、従来「人」が介在してきた部分を一部「もの」の目や耳や手などに置き換え、ICT化することによる職員の負荷軽減へと結び付ける年にしたく、「変革」と「創造」を繰り返しながら国家課題である少子化問題からの事業継続の道へと積極的に推進します。

一方で、変えてはならない志・歴史・伝統・和の精神・愛情・良識・繋がりを重視し、職員個々の『善意のこころ』と『利他のこころ』を持って対峙する品格を養う義務を負っていることをもう一つの軸として固めてまいります。

当法人が一步一步階段を上っていけるよう、職員個々のプロ意識の醸成と専門力強化を図ることに並行し、人同士の繋がり、チームの一体感といった人間力強化を重要視し、職員間、職員ご利用者様間、職員地域間における相互に尊重し合える道徳至上主義的思考を経営の柱、人材教育の柱にしてまいります。

### ①監査の開催

決算事務をはじめ、法人の事業運営を第三者の眼で適正に監査いただきます。

#### (1) 監査官：契約公認会計士事務所

毎月一回 14日頃月次監査

4月のみ前年度決算監査

5月のみ社会福祉充実計画を含む

議題：平成30年度月時会計士監査、平成29年度決算会計士監査

#### (2) 監査官：法人監事

平成30年5月23日（水）

議題：平成29年度決算監査・社会福祉充実計画ほか

#### (3) 監査官：浜松市 健康福祉部 福祉総務課 指導監査室

平成30年9月頃の見込み

議題：浜松市健康福祉部による社会福祉施設の指導監査

## ②理事会・評議員会の開催

決算報告をはじめ、予算／補正予算報告及び事業計画・事業報告等、重要案件発生の時を見計らって計画的に、更に必要に応じて臨時で、法令に定めた内容の理事会・評議員会を開催します。以下は定時です。

### (1)平成30年5月26日(土) 理事会第一回

議題：社会福祉法人三幸会各事業所平成29年度決算・事業報告  
福祉充実度計画、法人発生案件

参加：理事・監事・施設長

### (2)平成30年6月16日(土) 定時評議員会

議題：社会福祉法人三幸会各事業所平成29年度決算・事業報告  
福祉充実度計画、法人発生案件

参加：評議員・監事・理事長・施設長

### (3)平成30年12月15日(土) 理事会第二回

議題：社会福祉法人三幸会各事業所平成30年度第一次補正予算及び  
法人発生案件

参加：理事・監事・施設長

### (4)平成31年3月30日(土) 理事会第三回

議題：社会福祉法人三幸会各事業所平成30年度最終補正予算及び  
平成30年度予算・事業計画及び法人発生案件

参加：理事・監事・施設長

## ③事業部制・プロジェクト制運営

平成25年度以来法人として取り組んでおります各施設・事業所の壁を取り払う施策を継続深化し、以下の事業部・プロジェクトにより各事業の高付加価値を推進するよう活動いたします。これにより法人全体・地域社会の視点に立った「全体最適」「公益化」「広視覚化」「見える化」「見せる化」「協調体制」「情報共有化」「標準化」「組織化」「思考力強化」「使命感」「自立化」「営業力強化」を構築し、将来のために積極的に投資します。

◇事業部制……………「在宅部門」  
「高齢者施設部門」  
「保護施設部門」

◇プロジェクト制……「5S推進」  
「衛生管理向上」  
「広報推進」  
「ICT推進」  
「接遇マナー向上」  
「新施設推進」  
「三幸会まつり」

#### ④人材育成

職員満足E S・顧客満足C Sの両視点から品格ある人間力向上のための「理念研修」「心を磨く研修」「接遇マナー研修」を積極的に設定するとともに、一人ひとりのプロ意識の醸成教育をしてまいります。

研修会システムを更に盤石なものにするために、積極的に人への投資をしながら魅力ある運営をし、職場内の活性化に向けた変革を推進していきます。

そのための機会として、キャリアアップ研修C U T、ステップアップ研修S U T、バースマンス研修B M T、3年目研修G W T、新入若年職員研修Y W T、新入職員事前研修P W Tを法人として企画し、それに加えて各施設にて施設内部研修、施設外部研修、勉強会、役職者研修E P Tなどを適正に設定してまいります。

#### ⑤新入職員確保

求人採用活動は大学・専門学校・高等学校などの各種福祉養成機関に積極的に広報し、足を運ぶとともに、インターネット求人サイトの「リクナビ2019」などの媒体を有効活用して、貴重な介護人材を計画的に幅広く獲得します。

数ある福祉事業所の中から選ばれる事業所になれるよう努力いたします。

同時にアウトソーシングできる業務につきましては、シルバー人材センターなどを有効活用してまいります。

#### ⑥入野園跡地（三幸の園隣地）の高齢者施設構想

三幸の園隣地の入野園の解体工事が平成30年8月に終了する予定です。

跡地の有効利用として既存の入野園作業棟のリフォーム再利用を含めて、地域の要望を受け止めながら新施設推進プロジェクトを中心に循環ある施設建設へと構想を固めてまいります。

現時点での構想は高齢者自立者・要支援者・軽度要介護者のためのケアハウスもしくはサービス付き高齢者住宅等の建設と現状の三幸の園在宅部門の移設設置を構想しております。

#### ⑦施設整備大規模修繕の必要性

三幸の園が建築後20年目、山崎園本館が建築後17年目、山崎園新館が建築後8年目、松城が建築後11年目となり、建物や各種設備の老朽化部分を適正に修繕・再導入をはかります。その実現のために、管理者の巡視ならびに5S推進プロジェクト活動から職員の施設予防保全管理の意識を高めます。一部、積立金取崩しをしながら借入金無で進めます。

#### ⑧独立採算となる収支増減差額確保

「財務の視点」を強化し、世間の動向や各種データを基に「数字を見極めていく眼」を養い、収支増減差額を適正に良質な福祉サービスとして社会に展開していきます。

⑨法人情報の発信・見える化／見せる化・共有化・ICT化

広報推進プロジェクトを中心に、地域に社会福祉事業を適正に発信し、眼に見える形として組織的に共有化してまいります。

(1)三幸会だより With Youの発行を以下の四回を計画的に発行し、情報発信をします。

- ・With You 平成30年 5月号 Vol. 55
- ・With You 平成30年 8月号 Vol. 56
- ・With You 平成30年 11月号 Vol. 57
- ・With You 平成31年 2月号 Vol. 58

(2)インターネット媒体の有効活用

地域社会・求職者・学校機関・ご家族・職員・関係業者などに向け、様々なインターネット体を有効活用し広報します。

- ・三幸会ホームページの充実
- ・SNS 三幸会ブログ「介護の舞台裏」、三幸会 Facebook ページの充実
- ・リクナビ2019三幸会人事ブログへの充実

⑩借入金償還状況

施設整備のための借入金を適正に償還します。

三幸の園建設資金のための借り入れは最終年度となります。

(1)借入先（独立行政法人福祉医療機構）

借入目的	借入金額	契約年月日	返済期限	
三幸の園建設資金	122,700,000円	平成11年1月26日	平成31年1月10日	
借入残高	返却日	返済額	利息	借入期限
完済	平成31年1月10日	3,170,00円	1.30%	20年

(2)借入先（独立行政法人福祉医療機構）

借入目的	借入金額	契約年月日	返済期限	
山崎園建設資金	241,000,000円	平成14年1月21日	平成34年1月20日	
借入残高	返却日	返済額	利息	借入期限
36,150,000円	平成31年1月10日	12,050,000円	1.60%	20年

## 特別養護老人ホーム三幸の園 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

施設理念に基づき、ご利用様が住み慣れた地域で尊厳を持って安心した生活が送れるよう、ご利用様本位の生活支援を提供します。多職種が協働し、統一したチームケアを提供するため、報告、連絡、相談を行い情報の共有に努めると共に、介護の質の向上に向けた取り組みを行い顧客満足の高いサービスを目指します。

### 【生活相談員重点項目】

#### ①ご家族との良好な関係の維持

施設の運営に理解と協力をお願いすると共に、面会時や電話連絡時にはご利用様の日頃の様子や現在の状態などをお話して日頃からの信頼関係の構築に努めます。また、多職種と連携し、事故防止、感染防止に取り組み、ご家族様が不信感を持つことなく納得して頂けるようなケアの提供に努めます。また、ケアプラン説明時には多職種も同席して日常の生活を報告し、介護支援に対しての要望を確認致します。高齢の利用者様が多い為、終末期の介護に対しても多職種と連携し、現在の状態及び状況により、今後予想される病変等の説明を行い、ご意向に沿った対応を行うことで、ご家族様が利用者様を安心して預けられる施設を目指します。

#### ②入所待機者の準備と空床日数の短期間化

次期入所に該当する申込者（介護度3以上）には随時面接日程を組み入れ、月1回の入所判定会で医療ニーズにも出来る限り対応できるように検討し、併設の短期入所施設や居宅支援事業所とも連携を図り、待機者の確保に繋がります。ご家族様や福祉施設、病院などと常に連絡をとり、円滑な入退所手続きを進める事により入退所一組に係る平均空床日数を5日以内とします。

#### ③地域との連携

納涼祭や法人全体のイベント「三幸会まつり」など、季節の行事を開催することにより、地域に開かれた施設づくりを行います。

また、地域で開催される行事、防災訓練に参加することや地域のボランティアの活動を受け入れ、地域の皆様の福祉の拠点としての役割を果たすことで、地域との関わりを築きます。

福祉系の大学や専門学校からの実習生受け入れや地域の小中高校生の福祉体験、ボランティアの受入れ等の体制を継続し教育学習の場や人材育成の場として提供する事で、地域福祉に貢献します。

## 【介護職員重点項目】

### ①サービス提供について

利用者様の情報や業務連絡事項、委員会決定事項などの情報を全職員が共有し、全職員が同じ質のケアを提供できるよう取り組みます。定期的にフロア会議を実施し、利用者様の「思い」を形にできる様、意見を拾い上げ、問題点は早急に解決していけるよう協力体制を整えます。安心安全、活気ある生活を提供し、利用者様の笑顔があふれる施設を目指していきます。

### ②ケアプランの実施と評価（他職種協働）

ケアプラン作成の為のカンファレンス開催時には、関係職員がそれぞれの職種の立場からの情報を提供し、利用者様、ご家族様の要望を尊重し、方向性を検討していきます。また、利用者様のケアプランに対する支援経過記録や、毎月のモニタリングの記録を把握し、継続、見直しの説明時には、ご家族様にも安心、納得していただけるよう日頃のご様子を伝えていきます。

### ③職員の知識と質の向上

それぞれの委員会活動を通して知識の習得、意見を出し合い、話し合いの場を持つ事でお互いを高め合える環境作りに努めていきます。

また、外部研修にも積極的に参加し、施設内においても内容を伝えるための勉強会を開き、適切な方法にて職員の知識と質の向上を目指します。

#### ・感染症対策委員会

入所者様だけでなく、在宅の利用者様の情報提供も含めての対応策を検討し、感染症の発症を防止し、日々の衛生管理をしていきます。また発症者が出た場合にはすみやかに対策を発信し、感染拡大を防いでいきます。

#### ・安全対策身体拘束廃止委員会

施設内事故のデータの集計、対応策を検討し、危機管理意識の向上を図る事で、利用者様の安全の確保に努めていきます。また、身体拘束廃止への取り組みについても常に利用者様の状態を把握し、廃止に向け検討していきます。

#### ・褥瘡排泄委員会

褥瘡や皮膚トラブルの軽減の為の対策、各利用者様に合った排泄物品の検討、それに伴うコスト意識の向上を図り、更なるコストダウンを行っていきます。

#### ・教育委員会

新入職者に対し現場としての指導スケジュールを作成実施し、チューター方式により安心、安全に業務を行えるように指導していきます。指導することにより、指導する側の職員の成長も図っていきます。さらに職員全体の介護技術の向上、知識の習得のための勉強会を定期的実施します。

#### ・防災対策委員会

全職員の防災意識を高めることを目指します。定期的に避難訓練を実施することで具体的な緊急時の対応と役割を全職員が周知し万が一の時に備えます。

## 【医務室看護師重点項目】

### ①入所者定期健康診断の実施

目的：結核およびその他の疾患の早期発見と健康管理の為

日程・実施場所：平成30年5月15日（火）三幸の園静養室と2Fフロア

内容：メディカルラボによる、胸部レントゲン、採血、心電図検査を施行

対象：平成30年3月31日までに入所した利用者

\* 4月以降の入所者は対象外だが、入所前の健康診断を何らかの理由で施行できなかった場合は検討します（胸部レントゲンは結核診断を兼ねている為）

### ②感染症の予防

- ・インフルエンザ→10月下旬～11月中旬にかけて、入所者および該当職員に予防の為ワクチン接種を施行します。
- ・肺炎球菌ワクチン→過去にワクチン接種をしていない利用者と、初回接種後5年以上経過し接種希望がある場合に施行します。
- ・感染症発生時の早急な対応→感染症マニュアルを遵守しながら、ノロウイルスやインフルエンザ感染が疑われる場合は、速やかに嘱託医へ連絡し、指示のもと簡易キットでの検査を行ないます。

個室対応や内服管理、食事管理など、現場が混乱しないように情報の共有化を徹底し、感染拡大しないよう努めます。

必要時、面会制限等を実施します。

### ③健康管理・体調不良時・急変時の対応

- ・入所者の健康状態を把握し、体調不良時は、重症化する前に嘱託医の治療を受けられるよう、異常の早期発見に努め早期治癒の為に必要な医療処置を行います。
- ・体調不良時や急変が予測される場合、相談員との連携を図り家族へ十分な病状説明を行い、急変対応への家族の意向を確認します。嘱託医の判断があれば専門医への受診や救急搬送の手続きを行います。統一した対応が取れるよう情報を共有します。
- ・ショートステイ利用者の健康管理、服薬管理等を行います。

### ④ターミナルケア

- ・看取りケアは、日常のケアの延長と捉え、多職種連携を図り、日頃から本人、家族との信頼関係を構築できるように努めます。
- ・看取り介護における環境を整備し、本人、家族が最期の時を安心して穏やかに過ごせるように配慮します。
- ・家族との関わりにおいて、家族の心の揺れに寄り添える援助を心がけます。

### ⑤褥瘡予防

- ・褥瘡をつくらぬ事を目標に、職員の褥瘡に対する理解を深めるため、外部研修に積極的に参加し、専門的知識を習得し伝達していきます。褥瘡ができてしまった場合は、早期発見・早期治療により重症化しないよう、看介護で連携をとり徹底したケアを行います。

## ⑥機能訓練

- ・機能訓練士による、集団体操や個々に合った機能訓練計画の立案や修正を行い、残存機能の維持と向上を図ります。

## ⑦介護職員の医療知識の向上

- ・新人介護職員と介護福祉士の資格を持たない中途入職員に対し、医療知識の向上の為の勉強会10時間を行います。
- ・看取りに関する勉強会、救急法の伝達を行います。吸引模擬人形を使用、介護職員全員への吸引技術の向上のための研修を行います。

## 【栄養士重点項目】

### ①適切な栄養ケア・マネジメントの提供

低栄養状態の予防・改善を重要課題として取り組み、利用者の生活機能維持・改善の自己実現を図れるよう多職種と協働し支援します。

低栄養状態のリスクに関わらず全利用者に対し毎月モニタリングを行い、3ヶ月ごとに栄養ケア計画書を作成します。

計画書の説明日を毎月2日間設け、直接ご家族に説明し、要望を反映した適切な栄養ケア・マネジメントが提供できるようにします。

### ②利用者状況に合った楽しみある食事の提供

給与栄養目標量を設定し、給食会議(月1回開催)や嗜好調査(年1回実施)の結果を反映させた給与栄養目標量95%以上の食事提供を行います。

季節や行事にあわせたイベント行事食(年間45回)の提供に加え、バイキング(年間8回)を実施し、変化に富んだ楽しみがもてる食事を提供します。また、イベント行事食の提供方法を見直し、展開食においても季節や行事を感じることができるようになります。

### ③安全で安心な食事の提供

食事が衛生かつ安全に提供できるよう衛生管理大量調理衛生管理マニュアルに基づく記録を毎日行い、給食業務を運営します。

厨房内の衛生管理を保つため日々の清掃に加え、業者による配管清掃を年1回、害虫駆除の薬剤散布を年2回、害虫の保守点検を月1回行います。

### ④緊急災害時の自助体制を整える

備蓄食品の点検を毎月実施し、備蓄食品の品質管理と食材確保(5日分)を行いません。

備蓄食材の入れ替え時には通常食として提供し、味や調理工程を確認します。H32年度末までに備蓄食材の1日エネルギー量が1000kcalとなるよう備蓄食材の入れ替えを行います。

緊急災害時に施設職員にて継続して食事が提供できるよう他職種参加の炊き出し訓練を年1回実施します。



## 短期入所施設三幸の園 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

在宅介護であることを理解し、利用者様が可能な限りその在宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴・排泄・食事等の介護やその他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者様の心身の機能の維持だけではなく、利用者様のご家族様の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

### 【基本計画】

#### ① 短期入所介護計画の作成・提供

介護支援専門員の作成する居宅サービス計画書を良く理解し、月4日以上 of 定期利用者に関しては、100%短期入所介護計画書を作成します。

#### ② 情報収集と問題の未然防止

- (1) 送迎時での触れ合い等で良好な関係を構築・維持し、利用者本人だけでなくご家族にとって話をしやすい環境を整えます。
- (2) ご利用の無かった間の話をする事で体調の変化を確認し、感染症流行時には、感染症予防の注意喚起の声掛けをする事で感染症等を施設に持ち込まないように注意します。
- (3) 介護支援専門員を含む他サービス関係者との連携を取り、情報を共有出来る様、サービス担当者会議への参加は参加率80%以上を維持します。
- (4) 平成30年4月の介護保険法改正の際には、ご利用者やご家族が混乱する事が無い様、変更点等を文書や口頭で出来得る限り早く事前説明をした上で、4月中、もしくは年度ご利用の初月を目指して同意を頂きます。

#### ③ 利用者数の継続安定確保

- (1) 月間での平均稼働率80%（16人/1日）の確保を継続し、年度間の平均稼働率として82.5%以上（16.5人/1日）を目標とし、夜間利用の平均稼働率は75%（15人/1日）を超えないよう調整します。
- (2) 安定確保を継続する為に、年度間10名以上の新規介護支援専門員からの利用者の獲得を目指します。

#### ④ 特別養護老人ホームとの連携

- (1) 特別養護老人ホームとの連携を図り、常時2名以上の施設入所待機者の確保をするようロングショートを受け入れし、協同で全体最適を目指します。
- (2) 特別養護老人ホームとの連携を図り、施設ハード面での改善にも意識をし、

利用者にとってより良い環境でサービスが提供出来るようにします。

## 三幸の園デイサービスセンター 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

三幸の園デイサービスセンターは、要介護状態となった場合においても、ご利用者様が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びにご利用者様のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。

また、ご利用者様が持つ能力を高め、自立支援に努めるとともに、一人ひとりを尊重した、そのひとらしい生活を支援していきます。

### 【基本計画】（多職種協働）

#### ①新規利用者獲得

一般型、認知症対応型合わせて毎月1名以上、年間通して15名以上の新規利用者獲得を目指します。

- ・新規利用者の獲得を目指し、居宅介護支援事業所、高齢者相談センターへの営業活動を行います。
- ・魅力のあるサービスを提供するために、日々のサービス内容の見直しを常に行い改善に努めます。

#### ②職員の知識とサービスの質の向上

- ・職員の知識とサービスの質の向上のため、法人内勉強会や外部研修に積極的に参加します。
- ・利用者個々のケースに対し、同一の対応が行える様に、職員間の連絡・報告の場として、週1回のミーティングを開催します。

#### ③機能訓練の実施

- ・家族、関係機関との連携を強め、常に利用者の健康状態の把握に努めます。
- ・ケアプランを基に利用者のニーズに合わせた機能訓練計画を作成し、生活機能の維持、向上に努めます。
- ・利用者の状態を確認し、機能訓練の見直し、評価を行います。

#### ④事故防止

- ・利用者個々の心理状態および身体状態を把握し、職員間の情報共有を行い、転倒等の事故がないよう適切な介護を提供します。
- ・年間の介護事故、自動車事故を前年度よりも減少させるよう、職員の事故防止の意識を高めます。

## 三幸の園ホームヘルプステーション 平成 30 年度事業計画

### 【基本方針】

在宅サービス基準指針を基に、利用者の要介護状態に合わせた日常生活の援助を行い、自立支援を旨としたより良いサービスを提供します。利用者の体調、日常行動、言語、動作等を注意深く観察し、早期対応と報告を行います。また衛生管理等充分留意し、慣れ親しんだ地域社会での生活が継続できるよう援助することを基本に、利用者の利益を最優先にする、懇切丁寧なサービスを提供します。

### 【基本目標】

#### ① 訪問介護利用者の確保

30 名前後の利用者を確保し、年間実績月平均値が前年度を上回る、派遣回数 190 回/月以上、平均人数/日 9.0 人以上、前年度年間件数を上回る 2,510 件以上を目標に安定した事業展開が出来る努力をすると共に、自立支援を基本とし利用者主体の懇切丁寧なサービスを提供することにより、利用者、ご家族、居宅介護支援事業所から安心と信頼を得るよう努めます。

#### ② 定期的なケアプランの見直しと援助

利用者のケアプランは定期的に見直し、自立支援を基本に利用者の日常生活に合わせた援助計画を作成し、利用者の同意を得ます。住み慣れた地域社会でひとりの人として尊厳を持ち継続的な日常生活の維持が出来るよう、また要介護度の軽減、維持を目標に利用者のよりよい生活・人生のための最善の援助を行います。

#### ③ 利用者情報の共有・研修会、連絡会の開催

利用者の情報は、日々職員間で共有し、より良い同一サービスの提供ができるようにします。また、多職種との連携を図り、他の意見を尊重し、信頼されるサービスを提供します。職員は常に向上心を持ち、施設内の勉強会や外部研修会に積極的に参加し自己啓発に努めます。

#### ④ 感染症の予防・衛生管理

感染症等、職員が媒介者とならないためにサービス提供開始前後は、手洗いとうがいを行行し、自らの健康管理に努めます。また、利用者の衛生管理には充分留意し、利用者が安心して生活できる住環境や食品の衛生管理に努めます。

#### ⑤ 経費節減

訪問地域別に整理し、訪問時の利用者宅間の距離を最短に出来るよう見直しを行い、車両燃費の節減に努めます。

## 三幸の園指定居宅介護支援事業所 平成 30 年度事業計画

### 【基本方針】

要介護状態になっても、可能な限りその能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援を致します。利用者様の個々の解決すべき課題、心身の状況、取り巻く環境を把握し、利用者様の選択に基づき、適切なサービスの利用が総合的かつ効率的に提供されるように努めます。

介護支援専門員の技術の向上により事業所評価の向上を目指します。

### 【基本計画】

#### ① 事業所の安定運営

介護支援専門員の担当標準件数、一人当たり要介護 35 件を上限とし、事業所の総件数は要介護 105 件、要支援 24 件の受け入れをします。

今年度も前年度の収入を維持するために加算要件を確実に行うように、医療、福祉機関と連携を深めた支援に努めます。

#### ② 利用者様支援

利用者の立場に立った援助を心がけ、利用者及び家族の意志を確認し希望や価値観を尊重しながら情報提供や精神的サポートを行い、信頼関係の形成に努めます。

毎月の定期訪問、モニタリングにより身体状態に合わせサービスの調整を行い、サービス状況の確認を致します。事業所内で、ケースカンファレンスを月に一回以上行い、支援方法を検討、確認していきます。

#### ③ ケアマネジメント技術の向上

外部研修や、施設・事業所内での研修や勉強会に月一回以上参加します。30年度の法改正に伴い、制度の理解を深めるために行政や関連機関の情報を収集し、利用者様が安心してサービスが利用出来るように努めていきます。

介護支援専門員更新研修 1 名。主任介護支援専門員研修の受講 1 名。

#### ④ 地域のネットワークの形成・活用・連携（チームアプローチ）

地域の社会資源を把握し、介護保険のサービスを中核としつつ、保健・医療福祉の専門職相互の連携、自治体やボランティアなどの活動を含めた連携によって地域の様々な資源を統合した包括的なケアを提供いたします。

#### ⑤ 併設事業所間による相互協力

居宅介護支援事業所として、利用者様や関係機関に迅速・丁寧な対応を心がけ

ると同時に、併設事業所に対し利用者様や関係機関からの評価や近隣の情報提供を行い、法人全体のレベルアップに努めます。

⑥ 公益的な取り組み

近隣の小学校 4 年生を対象に福祉体験、認知症サポーター養成講座を年 3 回以上、開催致します。

## 訪問看護ステーション大平台 平成 30 年度事業計画

### 【基本方針】

医療ニーズが高い状態で在宅療養に移行する患者様が増加しています。特に医療機器をつけての在宅療養時は訪問看護サービスを利用することで安心して在宅療養ができるようサポートします。

地域の方が安心して在宅生活が送れるよう、地域包括ケアシステムの構築に参画し、保健医療機関及び福祉サービス事業所と連携を図ります。また、専門的視野での確かな判断・対応を行うと共にご本人・ご家族の要望を取り入れた看護サービスを提供致します。

### 【計画案】

#### ①ご利用者様のニーズに応じた看護の提供

ご本人・ご家族にとって何が不安か、何が必要か、何が不足しているかトータルのアセスメントし、専門的視点から援助・アドバイス致します。

また、個々の看護師によって看護内容に差が生じないように、毎朝のショートカンファレンスと毎月一回定期的にカンファレンスを開催し看護内容を評価し、継続した看護を提供していきます。

#### ②医師・ケアマネージャー・多職種との連携

医療機関に毎月 7 日までには報告書を郵送し、ケアマネージャーへ 10 日までに報告書を郵送又は手渡ししていきます。状態変化時の報告はご本人及びご家族の承諾を得て FAX 及び電話にて随時情報提供していきます。また、今後の治療方針や対応について必要に応じて医師との面談を行うようにし、一日でも長く安心して在宅療養ができるよう連携の充実を図ります。同時にケアマネージャーや多職種との情報交換も密に連携を図ります。

サービス担当者会議の参加を訪問調節し、できる限り出席していきます。

#### ③スタッフの育成、知識・サービスの質の向上

医療機器をつけ退院してくるご利用者様・ご家族が安心して在宅療養が受けられるよう、看護師個々の知識・技術の向上が必要であり、外部研修及び法人内勉強会への参加と毎月一回のカンファレンス時に勉強会を実施し自己啓発に努めていきます。また、法人内在宅部門会議・担当者会議へ毎月 1 回参加し、情報を共有し事業所の運営・営業活動及びサービスの向上と連携に取り組みます。

#### ④健康管理

ご利用者様や介護者様の健康管理を行い、職員も手洗い・うがいの励行で感染予

防を心がけ体調管理に留意します。ご利用者様に迷惑をかけないように訪問して  
いきます。



# 地域包括支援センター大平台 平成30年度事業計画

## 【基本方針】

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的かつ継続的な支援を行う地域包括ケアを実現することを目的とします。

また、地域の高齢者から寄せられる様々な期待に応じられるよう、地域包括支援センター相互、行政との緊密な連携による効率的・効果的な事業展開を図ります。

## 【事業目標】

### 1. 包括的支援事業

#### ①総合相談支援業務

- (1) 相談対象者の年齢や相談内容で区別することなく相談を受け止め、相談者に適切な機関を紹介できるよう必要な情報を収集します。
- (2) 相談内容について正確な状況判断、緊急性の判断を行い、関係機関と連携を図り、迅速な対応を行います。
- (3) シニアクラブ、自治会、民生委員協議会、西区あんしんネット協議会に参加し、必要な情報を得るための活動を行います。
- (4) ネットワークづくりと地域のニーズ把握を目的とした、大平台圏域会議を隔月開催します。

#### ②権利擁護業務

- (1) 地域に出向き消費者被害・虐待防止等の権利擁護啓発活動を年5回以上実施します。
- (2) 虐待の疑いのあるケースについては、関係機関との連絡調整や虐待対応個別ケース会議を開催します。また、措置が必要な場合は、区役所と対応協議を行います。
- (3) 虐待の早期発見や迅速な対応を行うため、関係機関とのネットワーク構築を目的として、権利擁護に関する研修を年1回以上開催します。
- (4) 成年後見制度の利用にあたり、関係機関と連携を図り、迅速な対応を行います。申し立てを行う家族等がない場合には、区役所と相談のうえ市長申し立ての活用を推進します。

#### ③包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- (1) ケアマネジャーと民生委員の交流会を入野・篠原地区で各1回開催します。
- (2) ケアマネサロンを西区包括合同で年4回開催し、ケアマネジメント力の向上・情報交換の場とします。
- (3) 支援困難事例に対し、助言や同行訪問などにより、ケアマネジャー自身が主体的に問題解決能力を高めるための支援を行います。

④介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）

基本チェックリストの該当者に、介護予防及び日常生活支援を目的に適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう支援します。

⑤在宅医療・介護連携業務

- (1) 医師会が実施する会議や研修会の運営に協力し、年3回以上参加します。
- (2) 西区包括支援センター・ケアマネ連絡協・浜松医師会・浜名医師会との共催で、多職種連携研修会を年1回以上開催します。

⑥生活支援・介護予防事業推進のための基盤整備業務

高齢者が地域とのつながりや生きがいを持ちながら暮らしていくために、地域における多様な担い手が参画する支え合いの体制づくりの支援を行います。

⑦認知症施策の推進業務

認知症に対する正しい知識の普及・啓発、認知症の本人やその家族への支援、早期受診や適切なサービスが受けられる支援に取り組みます。

- (1) 認知症サポーター養成講座を年2回開催します。
- (2) 認知症に特化した家族介護教室を年2回開催します。
- (3) 認知症初期集中支援チームに参加し、適切な医療・福祉サービスにつなげるための支援を行います。
- (4) 認知症による徘徊のおそれのある高齢者へのオレンジシール交付・支援を行います。

2. 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

- ① 高齢者への適切な支援を図るとともに、高齢者が地域において自立した日常生活を営む支援体制構築のため、「浜松市地域ケア会議設置運営要綱」に基づき必要な会議を開催します。
- ② 地域関係者、介護支援専門員からケース支援について相談があった場合は、会議の必要性を判断し速やかに開催します。

3. 指定介護予防支援事業

- ① 公的な機関として公正・中立な業務を遂行し、特定の事業者には偏らないプランを作成するとともに、自法人のサービス利用は抱え込みとならないよう利用率を50%以下にします。
- ② 外部委託するプラン作成に責任をもち、担当介護支援専門員に対し指導を行います。

## 特別養護老人ホーム山崎園（従来型） 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

利用者様が施設の中で尊厳を保ち、その人らしく笑顔で穏やかな生活が送れるようケアを行います。お一人お一人に合った施設サービス計画書を作成し、計画に基づいたケアを各々の職員が統一性を持って提供いたします。また、地域に開かれた施設として、地域交流を積極的に展開いたします。地域の皆様に選ばれる施設となるようケアの質向上に努めます。

### 【利用者様へのサービス】

#### ①日常生活介護について【介護職重点項目】

##### (1) ケアプラン

施設ケアマネージャーを中心に多職種が連携し、それぞれの利用者様に合ったケアプランを作成します。定期的にあセスメント・モニタリングを行います。サービス担当者会議を実施し、利用者様やご家族様の要望をケアプランに反映出来るよう取り組みます。

##### (2) 事故対策・身体拘束ゼロ推進

山崎園は、平成27年9月9日に身体拘束ゼロ宣言を再宣言し、やむ得ない場合を除き利用者様の行動制限を行いません。安全対策委員会を中心に介護体制をソフト面・ハード面から見直し、職員が創意工夫し身体拘束・行動制限を行わない介護を目指します。

また、繰り返し起こる事故については、その原因を追究し再び事故が起こらないよう対策を考え周知していきます。PDCAサイクルの実践により事故の軽減に努め、利用者様が穏やかで安全な生活を送ることができるよう活動していきます。

##### (3) 感染症対策

インフルエンザやノロウイルスなどの感染症について職員一人一人が意識を持って対策を行います。感染対策委員会を中心に様々な感染症に関する知識を得たうえで季節に合わせた感染症対策の啓発活動を行います。感染症が発症した場合は施設マニュアルに基づき迅速に対応し、感染拡大防止に努めます。

##### (4) 日常生活

利用者様に選ばれる施設となるよう、楽しみや生きがいを感じられるケアを目指します。また、施設の中で生活をしていても季節感を味わって頂けるように、季節に合ったレクリエーション、行事を企画・提供いたします。

日常の生活における活動量を増やし地域との交流を深める為、各種団体の皆様やボランティア様の力をお借りしてアニマルセラピー、演芸慰問、とくし丸（移動販売）での買い物など多種にわたって地域交流する機会を持ちます。

## ②健康管理・機能訓練について【医務室重点項目】

利用者様の健康管理の為、年1回の健康診断を実施します。体重測定・バイタル測定については定期的に計測いたします。風邪・ノロウイルス・インフルエンザ対策として、手洗い・うがい・手指消毒の励行に努め感染症蔓延の予防に努めます。インフルエンザの予防接種に関しては、原則全利用者様に実施いたします。

胃ろうや透析・インシュリン投与など医療処置の必要な利用者様には適切なケアを提供します。利用者様が穏やかな生活を営めるよう介護職・看護職により切れ目ないケアを提供いたします。嘱託医と連携し、その指示に基づき適切な治療、看護ケアを行います。インフォームドコンセントとして、嘱託医とご家族様との相談の上、今後のケアについて方向性を確認していきます。必要であれば入院治療の援助もさせていただきます。終末期については、看取り介護の指針に沿ったケアを行います。また、施設内研修会を開催し全職員へ看取りケアの質向上に努めます。

利用者様の生活意欲向上と、日常生活の充実を目的とした個別機能訓練を行います。機能訓練指導員を中心に、多職種協働で複数の機能訓練項目を準備し、利用者様個々の個別機能訓練計画書を作成及び実施することで、日常生活の一層の充実を図ります。

## ③相談業務について【生活相談員重点項目】

入居前の面接にて、利用者様の状態把握やご家族様の思いを伺い、安心して施設入居されるよう情報を提供いたします。

入居中の生活に関しては、体調の変化や相談事がある時は連絡調整を行いご家族様と連携を図って参ります。年1回家族会を開催し、日頃の様子や介護保険制度の状況、その他連絡事項についてご家族様にお伝えします。

入居基準が要介護3以上となり他事業所も増加しているなか、入居待機者の確保が厳しい状態となっております。ショートステイ、デイサービスとも連携し、情報の共有を行うと共に、外部の居宅介護支援事業所や地域の医療ソーシャルワーカーとの関わりを積極的に行い入居待機者の確保に努めます。

入居待機者については、毎月1回入所判定会議を行い、次期入居者の確保に努めていきます。定期的に待機されている方々に連絡を行い、状況確認して参ります。

各月の空床日数を入退居・入院を含め50日以内となるように迅速に連絡を取り、スムーズな入退居の事務手続きに努めます。

## ④食事について【栄養士重点項目】

### (1)食事の提供

利用者様の状態を踏まえ、年に1回給与栄養目標量の見直しを行います。給与栄養目標量を90%以上満たす食事を提供します。

利用者様の状況を把握するため、給食会議を月に1回、嗜好調査を年に1回実施します。また、イベント食を月に1回実施し、食べる楽しみを尊重します。

食育として、行事食や栄養に関するポスターを掲示し、食事や栄養に興味を持っていただき、食への意欲につなげます。

年々、嚥下調整食の必要性が高まっています。厨房職員と協力し、嚥下調整食を導入できる体制を整えていきます。

#### (2) 栄養ケア・マネジメントの実施

体重を月に1回測定し、栄養状態や食事状態を含めモニタリングを行います。3カ月ごとにスクリーニングを実施し、個人に適した栄養ケア計画を作成し、低栄養の予防・改善を図ります。個人の栄養状態を把握し、健康の保持とQOLの向上を他職種協働で支援します。

#### (3) 厨房内衛生管理の実施

作業前の厨房職員の健康・衛生チェック、厨房内の衛生点検を毎日実施します。大量調理衛生管理マニュアルに基づき、1年を通し衛生管理を行い、危機管理の意識の徹底を図り、食中毒発生の予防に努めます。

害虫に対しては保守点検を月に1回、害虫駆除を半年に1回実施します。また厨房機器の点検について半年に1回実施し、安全に使用できるように管理します。

#### (4) 防災対策

保存食の備蓄管理を月に1回、他職種参加の炊き出し訓練を年に1回実施することにより、全職員が災害時の食事提供に対応できるよう努めます。

### ⑤キャリアパス構築について【多職種連携重点項目】

#### (1) 委員会について

褥瘡排泄委員会・人材育成委員会・安全対策委員会・感染対策委員会・防災対策委員会の5つの委員会について役割を確立し、毎月1回の委員会開催、年数回の勉強会を実施します。委員会に属している職員だけではなく、全職員に感染・事故対策・身体拘束・褥瘡・排泄・防災・接遇・その他のケアについての知識が身に付くように周知し、利用者様が快適に生活をおくれるような環境作りをさせていただきます。

#### (2) 職員研修

施設内研修会を毎月1回実施し、時代の変化に応じたケアが提供できるよう、外部講師を招くなどし、職員の質向上に努めます。職員の要望を聞き取り、充実した研修を実施できるよう年間計画を立て開催します。外部の研修に参加した職員は外部研修報告会にて研修内容の発表を行い最新のケアを提供できるよう努めます。職員一人一人がプレゼンテーション能力を身につけられるよう自主研修会を多く開催します。

### ⑥地域との連携について【多職種連携重点項目】

#### (1) 防災・防犯対策

防災対策委員会を中心に職員全体に防災責任分担を定め、毎月定期的に各設備器

具の自主点検を実施、異常の有無の確認と整備をします。また緊急時は、近隣住民の皆様のご協力を得られるよう地域の防災訓練に参加し連携を取っていくよう努めます。また、防犯に対する訓練も取り入れて外部からの不審者を防犯カメラで監視し録画を保存していきます。

- ・基本訓練（通報、避難、消火、防犯他）・・・毎月1回実施
- ・総合訓練の実施・・・年2回以上の実施（9月・11月）
- ・自主防災活動関係用具物資の備蓄の整備

特に生活必需品等については施設のみでなく広く福祉避難所の機能が十分に発揮できるよう地域住民を含めた対策を計画しています。また、静岡県老人福祉施設協議会西部支部施設災害時相互応援協定書を締結し、災害時に被災し、独自では十分に利用者様の介護等が実施できない場合に利用者様の生活の継続と安心を保持するため、被災施設からの要請により応援受入れ可能な状況にある施設は応援を行い、締結施設同士の相互応援体制を確立していきます。

## （2）地域との関わり

「山崎園」が地域に根ざした多機能型施設として、高齢者福祉の中心的役割を果たして行けるよう納涼祭や様々な行事を積極的に事業展開していきます。ロコモーショントレーニングを月2回開催し、地域の皆様の健康増進を図ります。また、花火大会や祭典など地域の催しに参加し交流を深めて参ります。地域のボランティアや中学校の福祉体験学習、専門学校の介護実習なども積極的に受け入れ、交流の輪を広げていきます。

## ユニット型特別養護老人ホーム山崎園 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

利用者様が施設の中で尊厳を保ち、その人らしく笑顔で穏やかな生活が送れるようケアを行います。お一人お一人に合った施設サービス計画書を作成し、計画に基づいたケアを各々の職員が統一性を持って提供いたします。また、地域に開かれた施設として、地域交流を積極的に展開いたします。地域の皆様に選ばれる施設となるようケアの質向上に努めます。

### 【利用者様へのサービス】

#### ①日常生活介護について【介護職重点項目】

##### (1) ケアプラン

施設ケアマネージャーを中心に多職種が連携し、それぞれの利用者様に合ったケアプランを作成します。定期的にあセスメント・モニタリングを行います。サービス担当者会議を実施し、利用者様やご家族様の要望をケアプランに反映出来るよう取り組みます。

##### (2) 事故対策・身体拘束ゼロ推進

山崎園は、平成27年9月9日に身体拘束ゼロ宣言を再宣言し、やむ得ない場合を除き利用者様の行動制限を行いません。安全対策委員会を中心に介護体制をソフト面・ハード面から見直し、職員が創意工夫し身体拘束・行動制限を行わない介護を目指します。

また、繰り返し起こる事故については、その原因を追究し、再び事故が起こらないよう対策を考え周知していきます。PDCAサイクルの実践により事故の軽減に努め、利用者様が穏やかで安全な生活を送ることができるよう活動していきます。

##### (3) 感染症対策

インフルエンザやノロウイルスなどの感染症について職員一人一人が意識を持って対策を行います。感染対策委員会を中心に様々な感染症に関する知識を得たうえで季節に合わせた感染症対策の啓発活動を行います。感染症が発症した場合は施設マニュアルに基づき迅速に対応し、感染拡大防止に努めます。

##### (4) 日常生活

利用者様に選ばれる施設となるよう、楽しみや生きがいを感じられるケアを目指します。また、施設の中で生活をしていても季節感を味わって頂けるように、季節に合ったレクリエーション、行事を企画・提供いたします。

日常の生活における活動量を増やし地域との交流を深める為、各種団体の皆様やボランティア様の力をお借りしてアニマルセラピー、演芸慰問、とくし丸（移動販売）での買い物など多種にわたって地域交流する機会を持ちます。

## ②健康管理・機能訓練について【医務室重点項目】

利用者様の健康管理の為、年1回の健康診断を実施します。体重測定・バイタル測定については定期的に計測いたします。風邪・ノロウイルス・インフルエンザ対策として、手洗い・うがい・手指消毒の励行に努め感染症蔓延の予防に努めます。インフルエンザの予防接種に関しては、原則全利用者様に実施いたします。

胃ろうや透析・インシュリン投与など医療処置の必要な利用者様には適切なケアを提供します。利用者様が穏やかな生活を営めるよう介護職・看護職により切れ目ないケアを提供いたします。

嘱託医と連携し、その指示に基づき適切な治療、看護ケアを行います。インフォームドコンセントとして、嘱託医とご家族様との相談の上、今後のケアについて方向性を確認していきます。必要であれば入院治療の援助もさせていただきます。終末期については、看取り介護の指針に沿ったケアを行います。また、施設内研修会を開催し全職員へ看取りケアの質向上に努めます。

利用者様の生活意欲向上と、日常生活の充実を目的とした個別機能訓練を行います。機能訓練指導員を中心に、多職種協働で複数の機能訓練項目を準備し、利用者様個々の個別機能訓練計画書を作成及び実施することで、日常生活の一層の充実を図ります。

## ③相談員業務について【生活相談員重点項目】

入居前の面接にて、利用者様の状態把握やご家族様の思いを伺い、安心して施設入居されるよう情報を提供いたします。

入居中の生活に関しては、体調の変化や相談事がある時は連絡調整を行いご家族様と連携を図って参ります。年1回家族会を開催し、日頃の様子や介護保険制度の状況、その他連絡事項についてご家族様にお伝えします。

入居基準が要介護3以上となり他事業所も増加しているなか、入居待機者の確保も厳しい状態となっております。ショートステイ、デイサービスとも連携し、情報の共有を行うと共に、外部の居宅介護支援事業所や地域の医療ソーシャルワーカーとの関わりを積極的に行い入居待機者の確保に努めます。

入居待機者については、毎月1回入所判定会議を行い、次期入居者の確保に努めていきます。定期的に待機されている方々に連絡を行い、状況確認して参ります。

各月の空床日数を入退居・入院を含め50日以内となるように迅速に連絡を取り、スムーズな入退居の事務手続きに努めます。

## ④食事について【栄養士重点項目】

### (1) 食事の提供

利用者様の状態を踏まえ、年に1回給与栄養目標量の見直しを行います。給与栄養目標量を90%以上満たす食事を提供します。

利用者様の状況を把握するため、給食会議を月に1回、嗜好調査を年に1回実施



します。また、イベント食を月に1回実施し、食べる楽しみを尊重します。食育として、行事食や栄養に関するポスターを掲示し、食事や栄養に興味を持っていただき、食への意欲につなげます。

年々、嚥下調整食の必要性が高まっています。厨房職員と協力し、嚥下調整食を導入できる体制を整えていきます。

#### (2) 栄養ケア・マネジメントの実施

体重を月に1回測定し、栄養状態や食事状態を含めモニタリングを行います。3カ月ごとにスクリーニングを実施し、個人に適した栄養ケア計画を作成し、低栄養の予防・改善を図ります。個人の栄養状態を把握し、健康の保持とQOLの向上を他職種協働で支援します。

#### (3) 厨房内衛生管理の実施

作業前の厨房職員の健康・衛生チェック、厨房内の衛生点検を毎日実施します。大量調理衛生管理マニュアルに基づき、1年を通し衛生管理を行い、危機管理の意識の徹底を図り、食中毒発生の予防に努めます。

害虫に対しては保守点検を月に1回、害虫駆除を半年に1回実施します。また厨房機器の点検について半年に1回実施し、安全に使用できるように管理します。

#### (4) 防災対策

保存食の備蓄管理を月に1回、他職種参加の炊き出し訓練を年に1回実施することにより、全職員が災害時の食事提供に対応できるよう努めます。

### ⑤キャリアパス構築について【多職種連携重点項目】

#### (1) 委員会について

褥瘡排泄委員会・人材育成委員会・安全対策委員会・感染対策委員会・防災対策委員会の5つの委員会について役割を確立し、毎月1回の委員会開催、年数回の勉強会を実施します。

委員会に属している職員だけではなく、全職員に感染・事故対策・身体拘束・褥瘡・排泄・防災・接遇・その他のケアについての知識が身に付くように周知し、利用者様が快適に生活をおくれるような環境作りをさせていただきます。

#### (2) 職員研修

施設内研修会を毎月1回実施し、時代の変化に応じたケアが提供できるよう、外部講師を招くなどし、職員の質向上に努めます。職員の要望を聞き取り、充実した研修を実施できるよう年間計画を立て開催します。外部の研修に参加した職員は外部研修報告会にて研修内容の発表を行い最新のケアを提供できるよう努めます。職員一人一人がプレゼンテーション能力を身につけられるよう自主研修会を多く開催します。

## ⑥地域との連携について【多職種連携重点項目】

### (1) 防災・防犯対策

防災対策委員会を中心に職員全体に防災責任分担を定め、毎月定期的に設備器具の自主点検を実施、異常の有無の確認と整備をします。また緊急時は、近隣住民の皆様のご協力を得られるよう地域の防災訓練に参加し連携を取っていくよう努めます。また、防犯に対する訓練も取り入れて外部からの不審者を防犯カメラで監視し録画を保存していきます。

- ・基本訓練（通報、避難、消火、防犯）・・・毎月1回実施
- ・総合訓練の実施（年2回以上の実施）・・・9月、11月
- ・自主防災活動関係用具物資の備蓄の整備

特に生活必需品等については施設のみでなく広く福祉避難所の機能が十分に発揮できるよう地域住民を含めた対策を計画しています。また、静岡県老人福祉施設協議会西部支部施設災害時相互応援協定書を締結し、災害時に被災し、独自では十分に利用者様の介護等が実施できない場合に利用者様の生活の継続と安心を保持するため、被災施設からの要請により応援受入れ可能な状況にある施設は応援を行い、締結施設同士の相互応援体制を確立していきます。

### (2) 地域との関わり

「山崎園」が地域に根ざした多機能型施設として、高齢者福祉の中心的役割を果たして行けるよう納涼祭や様々な行事を積極的に事業展開していきます。

ロコモーショントレーニングを月2回開催し、地域の皆様の健康増進を図ります。

また、花火大会や祭典など地域の催しに参加し交流を深めて参ります。

地域のボランティアや中学校の福祉体験学習、専門学校の介護実習なども積極的に受け入れ、交流の輪を広げていきます。

## 短期入所施設山崎園（従来型）平成30年度事業計画

### 【基本方針】

要支援・要介護者等の利用者様が、可能な限り能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の手伝いを行うことにより、利用者様の心身の機能の維持並びに利用者様の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、各利用者様の担当介護支援専門員と共に設定しサービス提供する事を目標とします。

### 【利用者様へのサービス】

#### ① 生活援助の実施

各利用者様の担当介護支援専門員および地域包括支援センター職員の作成する居宅サービス計画書を理解し、月4日以上定期利用者には、短期入所生活介護（予防）計画を速やかに作成し、利用者様個々の能力にあった個別援助を提供します。また、サービス提供内容や利用時の様子は状況表や写真などに取りまとめ、利用毎にご家族へお渡しします。各担当介護支援専門員の開催する担当者会議へも積極的に参加し、他サービスとの情報交換を行い利用者様の機能向上等に努めます。

#### ② 栄養管理の実施

嗜好調査をもとに利用者の嗜好を十分に取入れた献立に努めた上で、決められた食事だけではなく、流しそうめんや炭火焼など季節や行事が感じられるようなイベント食や、自分の意思で選択できるメニューなども取り入れ食事内容に幅をつけます。

また、体調や身体機能の変化に応じた食事の形態を変え、利用者様が安全に食事を取れる様に提供します。

#### ③ 保健衛生の確保

利用開始時にはバイタル測定をはじめとする全身チェックを行い、体調不良時も含めご家族や各担当介護支援専門員、主治医との連携のもと適切な対応をし、利用者様の体調に十分配慮した援助をします。

また、高齢者の健康について学ぶ勉強会等の機会を積極的に設けて、職員全員が高い知識を身につけ対応できるように努めます。

#### ④ 教養娯楽の提供

新聞・図書・雑誌・テレビ等の設置をすると共に各ユニットそれぞれでその日の利用者様にあったレクリエーションや季節行事、個々にあった日常的に取り組める物を提供し日々の活動に喜びを見出せる事を目標とします。

また、離床に努め、施設内外での散歩やラジオ体操、集団体操などを開催し、心身機能の維持に努めます。

希望される方に移動スーパー「とくし丸」を利用して頂き、普段なかなか買い物に行けない方でも、自分で選択し購入できる機会を設けます。

#### ⑤防災・防犯対策の構築

消防計画に基づいた月 1 回の防災・防犯訓練へ職員のみならず利用者にも参加して頂き、防災・防犯に対する知識をより一層高められるよう実施します。

また、自主防災隊を組織し職員全体に防災責任分担を定め、毎月定期的に各設備器具の自主点検を実施し、異常の有無の確認・整備をする事で各設備が災害発生時に問題なく機能するように努めます。

#### ⑥利用率の向上

各介護支援専門員との連携を密に図る事で、継続利用者及び新規利用者の獲得に努めます。また、各居宅介護支援事業所へ居室の空き情報の公表やネット予約を活用し、スムーズな予約や緊急及び長期利用者の積極的な受入ができるように努めます。事務作業の効率化を図り、他事業所への営業活動を積極的に行い利用率が高くなるよう努力します。

## ユニット型短期入所施設山崎園 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

要支援・要介護者等の利用者様が、可能な限り能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活上の手伝いを行うことにより、利用者様の心身の機能の維持並びに利用者様の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図れるよう、各利用者様の担当介護支援専門員と共に設定しサービス提供する事を目標とします。

### 【利用者様へのサービス】

#### ① 生活援助の実施

各利用者様の担当介護支援専門員および地域包括支援センター職員の作成する居宅サービス計画書を理解し、月4日以上での定期利用者には、短期入所生活介護（予防）計画を速やかに作成し、利用者様個々の能力にあった個別援助を提供します。また、サービス提供内容や利用時の様子は状況表や写真などに取りまとめ、利用毎にご家族へお渡しします。各担当介護支援専門員の開催する担当者会議へも積極的に参加し、他サービスとの情報交換を行い利用者様の機能向上等に努めます。

#### ② 栄養管理の実施

嗜好調査をもとに利用者の嗜好を十分に取入れた献立に努めた上で、決められた食事だけではなく、流しそうめんや炭火焼など季節や行事が感じられるようなイベント食や、自分の意思で選択できるメニューなども取り入れ食事内容に幅をつけます。

また、体調や身体機能の変化に応じた食事の形態を変え、利用者様が安全に食事を取れる様に提供します。

#### ③ 保健衛生の確保

利用開始時にはバイタル測定をはじめとする全身チェックを行い、体調不良時も含めご家族や各担当介護支援専門員、主治医との連携のもと適切な対応をし、利用者様の体調に十分配慮した援助をします。

また、高齢者の健康について学ぶ勉強会等の機会を積極的に設けて、職員全員が高い知識を身につけ対応できるように努めます。

#### ④ 教養娯楽の提供

新聞・図書・雑誌・テレビ等の設置をすると共に各ユニットそれぞれでその日の利用者様にあったレクリエーションや季節行事、個々にあった日常的に取り組める物を提供し日々の活動に喜びを見出せる事を目標とします。

また、離床に努め、施設内外での散歩やラジオ体操、集団体操などを開催し、心身機能の維持に努めます。

希望される方に移動スーパー「とくし丸」を利用して頂き、普段なかなか買い物に行けない方でも、自分で選択し購入できる機会を設けます。

#### ⑤防災・防犯対策の構築

消防計画に基づいた月 1 回の防災・防犯訓練へ職員のみならず利用者にも参加して頂き、防災・防犯に対する知識をより一層高められるよう実施します。また、自主防災隊を組織し職員全体に防災責任分担を定め、毎月定期的に各設備器具の自主点検を実施し、異常の有無の確認・整備をする事で各設備が災害発生時に問題なく機能するように努めます。

#### ⑥利用率の向上

各介護支援専門員との連携を密に図る事で、継続利用者及び新規利用者の獲得に努めます。また、各居宅介護支援事業所へ居室の空き情報の公表やネット予約を活用し、スムーズな予約や緊急及び長期利用者の積極的な受入ができるように努めます。事務作業の効率化を図り、他事業所への営業活動を積極的に行い利用率が高くなるよう努力します。

## やまぎきデイサービスセンター 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

一般型通所介護事業所として、利用者様がその居宅においてご自分の能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができることを目的とし、心身機能の維持、意欲、生きがい等の誘導も兼ねた支援、援助及び機能訓練を実施していきます。又、ご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るよう努めます。

### 【新総合事業】

平成29年4月1日より介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの推進（介護サービスの見直し）、持続可能な介護保険制度の構築（費用負担の見直し）を目的とした新総合事業がスタートしました。新総合事業は、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を行い、介護予防・重度化予防を目指すものです。やまぎきデイサービスセンターにおいても、浜松市が行う新総合事業に事業者指定の申請を検討して利用者様のサービス選択の幅を広げていきます。

### 【利用者へのサービス】

#### ① 生活支援サービス

ケアプランに利用者様のニーズに合わせた通所介護計画を作成し、利用者様、ご家族に確認して頂き、デイサービスでの細やかなサービス提供に繋げていきます。その際、全てのスタッフ間でプランの共有、把握ができるよう担当制とし、プランの作成、見直し、評価を行っていきます。さらに、関係機関と連絡調整を密に行い、選択的サービスに関する実施計画書の作成、評価を確実に実行します。

#### ② 給食サービス

管理栄養士と連携をとり、体調や嚥食レベルを考慮しながらできるだけ本人の満足が得られるように努めます。又、嗜好調査を基に利用者様に応じて代替食等を用意して満足度の高い食事の提供に努めます。そして、昼食後には口腔内のケアを利用者様にお願いし、健康維持につながるよう配慮していきます。

#### ③ 健康管理の維持・レクリエーション活動の実施

通所介護サービス等に家族・主治医との連携を強め、常に利用者様の健康状態の把握と心身機能維持の為、安全に配慮した個別機能訓練を実施し、内容の充実にも努めます。又、自然豊富な山崎園の環境や四季感を味わって頂くと共に歩行訓練も兼ねた園内散歩の継続を図ります。

レクリエーション活動では、年度始めに御利用者様にアンケートを募り、回答に

応じて実現出来る様努めます。随時、ご利用者各々の能力を見直しながら興味の湧くような事を考慮し提供していきます。運動機能の向上・維持、認知症予防に加え、各々の意欲、期待、達成感に繋げていく事を目的とします。また、毎月ボランティア慰問を計画し利用者様の娯楽を提供していきます。

#### ④ 防災対策と防犯対策

毎月1回の防災訓練を実施し、利用者様にとって安全・安心できる施設を目指し、職員や訓練に参加できる利用者様も積極的に参加して頂けるように計画していきます。また、施設に侵入してくる不審者に対して防犯対策と防犯訓練を実施し利用者様や職員の安全確保に努めてまいります。

#### ⑤ 利用率について

日々のサービス内容の見直しを常に行い、現利用者様に満足頂けるサービスと居心地の良い場所を提供出来る様に努めます。又、スタッフには活気のある働きやすい環境作りを提案しES・CS向上に繋げていきます。

そして、他事業所等に毎月のデイ日よりとこれからの試みを発信すると共に訪問や営業活動を行います。

今年の取り組みの一環として園内外の研修会への積極的な参加を促し、スタッフ全体のキャリアアップへ繋げて行きます。又、フロア内環境及び、サービス内容に対しスタッフ全員が、常時改善意識を持つ様努めます。より良いサービスが他事業所の信用に繋がり、利用率に反映することをスタッフ一人一人が念頭におき、コミュニケーションを図りながら一丸となって取り組みます。



## やまぎきホームヘルパーステーション 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

要支援・要介護状態の利用者様が、居宅においてその有する能力に応じた生活を営むことができますよう、利用者様の身体介護を中心に生活援助も含めて総合的な援助をサービス提供票に基づいて実施いたします。必要な日常生活上のお世話（入浴・排泄・食事介護・掃除・その他生活全般の援助）を懇切丁寧に行います。

### 【総合事業】

平成29年4月1日より介護保険法改正により、地域包括ケアシステムの推進（介護サービスの見直し）、持続可能な介護保険制度の構築（費用負担の見直し）を目的とした総合事業が開始されています。総合事業は、地域の実情に応じて多様な主体が参画し、要支援者等に対する効果的・効率的な支援を行い、介護予防・重度化予防を目指すものです。やまぎきホームヘルパーステーションにおいても、浜松市が行う生活支援訪問サービス（緩和した基準の訪問型サービス）に参画し、利用者様のサービス選択の幅を広げていきます。

### 【サービスの内容】

#### ① サービスの提供

利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービス提供に努めるとともに、利用者様及びそのご家族様のニーズを的確にとらえ最良な訪問介護計画を作成します。また、訪問計画も利用者様が一日でも長く自宅での生活が継続できるよう定期的に見直し、利用者様の自立支援及びそのご家族様が安心と信頼をもてるよう適切なサービスを提供していきます。

(ア) 身体介護 利用者様のバイタルチェックを行うなど、体調変化の早期発見に努め入浴介助、入浴が困難な方には清拭・洗髪・足浴やオムツ交換の身体介護を行います。

(イ) 生活援助 利用者様の生活習慣や価値観を尊重し、日常生活能力の向上を目指しつつ、掃除・洗濯・買物・調理等の生活援助を行います。

#### ② 健康管理

利用者様の健康管理はもちろん、訪問介護員も常にうがいや手洗いの徹底につとめ感染予防をして自己管理に留意します。

#### ③ 職員の資質向上

新規利用者様を増やすためには、訪問介護員が利用者様の情報を共有し合い、技術や質の向上、報告や記録を確実にを行い、時間がある限り研修会にも積極的に参

加し、統一した介護を提供していく中で、利用者様やご家族様や他事業所から信頼されるような事業所となるよう取り組んでいきます。

**【利用率向上に向けて】**

他事業所との競争力に向けてホームヘルパーの質の向上に力を注ぎ、リピーターの利用者様と新規利用者様の開拓に力を注いでいきます。ホームヘルパー常勤換算にて2.5人の体制を組み、1日10名以上の利用者様宅に伺い、利用率向上にむけてサービス提供を努めてまいります。居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、積極的に営業活動を展開して利用者様の確保をしていきます。

## 山崎園居宅介護支援事業所 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

利用者及び利用者を取り巻く環境を把握し、利用者様が住み慣れた地域及びご自宅で、可能な限りその能力に応じて、自立した日常生活が送られるように支援します。また、要介護・要支援状態の軽減または悪化の予防を目的とし、適切なサービスが総合的・効率的に提供されるように努めます。

介護支援専門員の資質の向上を図り、事業所評価の向上を目指します。

### 【基本計画】

#### ① 事業所の安定運営

特定事業所加算の算定が可能になりましたので、算定要件を整備し、加算の算定を行います。また、今年度も引き続き居宅介護支援の標準担当件数を維持することにより、事業所の安定運営を図ります。

#### ② 利用者様支援

利用者に寄り添う援助を心掛け、利用者及び家族の意思を確認し、希望や価値観を尊重しながら情報提供や精神的サポートを行い、信頼関係の形成に努めます。また、常時相談可能な体制の整備、月1回以上の訪問等により利用者及び家族の生活状況や介護状況、サービス利用状況を確認し、必要に応じたサービス調整を行います。

#### ③ ケアマネジメント技術の向上

外部研修や法人・施設が実施する研修会及び勉強会へ月1回以上は参加し、介護保険制度改正に適切に対応するとともに、介護支援専門員の資質・技術の向上を図ります。

#### ④ 地域のネットワークの形成・活用と連携

利用者の住む地域性や社会資源を把握し、介護保険サービスを中核としつつ保険・医療・福祉の専門職相互の連携、自治体やボランティアなどを含む社会資源を活用した包括的なケアを提供します。

西区居宅事業所対象のサロン、民生委員や医師会との交流会へ積極的に参加し、専門職や地域との繋がり維持・形成を図り、当該地域の課題解決に向けた取り組みへ参画します。

#### ⑤ 自法人事業所間及びサービス提供関係機関による相互協力

居宅介護支援事業所として、利用者及び関係機関へ迅速かつ丁寧な対応を行うと

ともに、併設事業所に対し利用者や関係機関、地域からの評価やニーズ等の情報を共有し、法人全体の質の向上に努めます。

## グループホームやまざき 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

認知症対応型共同生活介護のグループホームは、要支援2から要介護5までの介護度で、軽度から中度の認知症の状態にある方が少人数（1ユニット9人まで）を単位とした共同生活の形態で、食事の支度や掃除、洗濯などを利用者様と職員が一緒に共同で行い、家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることができるよう支援いたします。職員は、運営理念に基づき利用者様の人間としての尊厳を守り利用者様と職員が共に生活する家としてお互いに寄り添いあい、そして利用者様が持っている能力を最大限に発揮しながら、家庭的な雰囲気の中で楽しく自由にありのままに生活できるよう援助することを理念に掲げ、基本方針としています。

### 【利用者へのサービス】

#### ① 個別介護計画によるサービス提供

利用者様一人一人の尊厳を守り、能力・要望などを常に把握し、個別介護計画を作成して次のようなサービス提供にあたります。

##### (ア) 相談・援助

利用者様が日常生活で困っていることはないか、人間関係が孤立していないかなど注意して見守り、楽しく生活できるよう相談援助を行います。

##### (イ) 保健衛生

健康を保持して清潔な環境で生活を送っていただけるよう職員自ら体調管理に努め、利用者に急変があるときは、主治医または協力医療機関において必要な治療等が受けられるよう対応いたします。

##### (ウ) 防災・防犯対策

火災や地震の防災対策として、毎月避難訓練や消火訓練・通報訓練を行い、利用者様の安全確保に万全を尽くします。地区の防災訓練にも積極的に参加します。また、火元確認、施錠確認を行い日々の安全に努め、外部からの侵入者に対する防犯訓練を実施し、防犯対策にも力を入れてまいります。

##### (エ) 家族・地域社会との交流

家族会は定期的を開催し、施設内の行事にもご家族様が参加していただけるよう努めます。また、利用者様の生活範囲をグループホーム内にとどめず、地域の一員として積極的に行事に参加していくと共に地域ボランティアを受け入れ、地域との密着を強めていきます。利用者様の誕生日には担当職員との外出を実施いたします。

#### ② 日常生活上の支援

利用者様一人一人の生活リズムに合わせ、利用者様が持っている能力を最大限

生かして、利用者様に必要な生活上の支援をいたします。入浴については、身体の清潔を保ち、ゆっくりとできるよう心掛け菖蒲湯やゆず湯など季節感を維持し入浴への興味を持たせるよう努めます。排泄については、利用者様の尊厳を守り、プライバシーに十分配慮した支援を心掛けると共に排尿パターンを把握し適切な支援ができるよう努めます。食事は利用者様と一緒に調理・摂取することにより、家庭的な雰囲気の中で楽しく、おいしく召し上がっていただけるよう心がけます。

### ③ 機能訓練および趣味活動

グループホーム内では「生活リハビリ」を中心として、日常生活である掃除・洗濯・食事準備などを職員と共に行ってまいります。また、利用者様の能力に応じて戸外を散歩し外の景色を楽しみながら機能の維持に努めます。毎月外出、外食を計画し地域との交流を図ります。誕生月の担当職員との外出では個人的な好みに応じられるよう計画します。中庭での家庭菜園や梅などの果実の収穫では目と口とで季節感を味わっていただきます。

### ④ 外部評価

静岡県地域密着型サービス外部評価指定調査機関より、施設の自己評価および外部評価によって自施設のできているところ、できていないところを評価していただきより良い施設運営に改善できるようにいたします。

### ⑤ 職員の資質向上

サービスの向上を図るため、毎月一回以上職員の勉強会を実施し職員の資質向上に努めてまいります。また、専門性の高い研修については外部機関が実施する研修会にも積極的に参加し、新しい介護方法を取り入れて認知症介護の専門職となるよう資質の向上に努めます。

### ⑥ 運営推進会議の設置・運営

より地域に開かれた事業運営及びサービスの質の向上を図るため、利用者様やご家族様をはじめ、地域住民の代表の方や行政・地域包括支援センター職員等の他職種の運営推進委員の参画をお願いし、グループホームで生活する利用者様のQOL向上のため運営推進会議を2ヶ月に1回（偶数月）開催いたします。

### ⑦ グループホームデイサービス

グループホーム内に共用型指定認知症対応型通所介護の事業を行っておりますが、利用定員3名ということもあり利用者様が減少しています。今後、利用者様の増加にむけては小規模なデイサービスを望む方の開拓に力を注いで集客をしていきます。

## 生活支援ハウス山崎 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

地域で生活されている高齢者が安心して健康で明るい生活を送っていただけるよう浜松市内には4カ所の生活支援ハウスが設置されております。生活支援ハウスを利用できる方は、介護保険非該当の方や要支援1・2～要介護1までの方が対象となります。生活援助員は見守りを主体としつつ、その持てる能力を十分に発揮し高齢者の生活が維持出来るように職員が援助致します。DV被害等で緊急を要する方や要介護1までの方で、家庭の事情により自宅に一時的に帰れない方のために利用を広げて、生活支援ハウスを有効に利用していただけるよう努めます。

### 【利用に対するサービス】

#### ① 生活支援

利用者様が、生活支援ハウスにおいて主体的に生活を送ることが出来る様、利用者様の人権を尊重しつつ、個々のニーズに応じた援助をしていきます。

#### ② 相談援助・助言

利用者様の日常生活上において、必要に応じ又、利用者様の希望に応じて相談・助言の援助活動を行います。

#### ③ 介護保険制度の利用手続き援助

介護保険サービスが必要な利用者様に対しては、生活支援ハウス山崎に入所しながら通所介護・訪問介護等の介護保険サービスを併用して利用ができます。介護支援専門員や高齢者相談センター職員と連携して最善のサービスが受けられるよう、ご本人と相談して利用手続き援助を行います。

### 【防災対策・防犯対策】

消防計画に基づいた月1回の防災訓練を計画し、火災や地震や津波等の自然災害がいつ起こっても迅速に避難できるという意識を持って訓練を実施していきます。日頃から緊急事態に備えた役割分担や外部との対応について連携意識を高め、不審者の侵入防止のために防犯訓練を取り入れていきます。

### 【地域社会との交流】

地域の住民としての生活をして、地域に開かれた施設のもと積極的に地域交流を行う行事を実施していきます。そして、施設も地域に対して社会貢献していく活動を実施し、地域と共に発展していくことを目指しています。

## 松城デイサービスセンター 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

私たちが目指すものは、利用者がその居宅において持っている力を使い日常生活を送ることが出来るよう生活に必要な支援、及び機能訓練を行ないます。また利用者の心身機能の維持向上を図ることで更なる生活の質を高めます。

### 【基本計画】

#### ①生活支援サービス

利用者個々の状況を把握し的確なサービスを提供します。

その為に介護技術を向上させ常に笑顔と明るい挨拶を心がけナイスチームワークで職務に当たります。

#### ②給食サービス

お弁当ながらも米飯、粥、汁等は温かく提供しています。また給食業者と連携し禁止食、食事形態等随時対応していきます。

#### ③健康管理

ご家族と連携を密にして心身状況の情報を共有します。

また感染症に対しては早めの対応を行い感染予防に努めます。

#### ④防災対策

避難訓練を月1回以上行い安心、安全に過ごせるようにします。

また避難経路 消火訓練 非常食の確保など万全にします。

#### ⑤利用者の定員確保について

利用者様増員を図り定員を満たすように営業活動を行います。

また居宅ケアマネジャーと連携し報連相を確実にを行います。

#### ⑥介護事故、自動車事故を減らす

交通ルールを守り安全に送迎します。また、常に穏やかな気持ちで利用者に安心して頂けるように統一した介護で職務に当たります。



## 松城指定居宅介護支援事業所 平成 30 年度事業計画

### 【基本方針】

利用者様及び利用者様を取り巻く環境を把握し、利用者様が住み慣れた地域及び自宅で、可能な限りその能力に応じ自立した日常生活が送られるようにする。  
また、要介護状態の軽減または悪化の予防を目的に適切なサービスが総合的・効率的に提供されるよう利用者支援する。  
介護支援専門員の技術の向上を図り、事業所評価の向上を目指す。

### 【基本目標】

#### ①寄り添う力を持つ

利用者様の気持ちに寄り添う援助を心がけ、ご本人様、ご家族様との信頼関係を形成するよう対応いたします。

#### ②解決する力を持つ

外部研修や法人が実施する研修会及び勉強会に積極的に参加し、介護支援専門員の技術の向上を目指します。  
多様なサービスに関する知識を持ち問題解決を目指します。

#### ③つながる力を持つ

地域の社会資源を把握し、包括的なケアを提供するために、保健・医療・福祉の専門職相互の連携、インフォーマルサービスや住民活動を含めたネットワークの形成とその活用を目指します。

## 救護施設神ヶ谷園 平成30年度事業計画

### 【基本方針】

生活がお困りの方へ必要に応じた援助を行うことにより、最低限度の生活を保障するとともに、自活していけるように手助けする国の制度が生活保護であり、生活の保護を必要とする人のための施設が救護施設となります。救護施設として、循環型セーフティネット施設という救護施設の機能・役割を果たしていくため、利用者の自立支援・地域移行・他法施設移管に積極的に取り組んでいかなければなりません。新しい施設として出発しましたので、新しい神ヶ谷園カラーを前面にして展開していきます。また、利用者一人一人の意向を尊重し多様なニーズを踏まえてサービスを提供するため、平成29年度に引き続き個別支援計画に基づく適切なサービスの提供を実施してまいります。

社会福祉法人制度改革の本格実施にあたっては、法人組織のガバナンスの強化や事業運営の透明性の確保、公益的な活動の推進について積極的に取り組み、地域住民に信頼され頼りになる福祉施設であることを発信してまいります。

### 【重点項目】

#### ① 入所事業に関すること

神ヶ谷園での充実した生活が出来ますよう様々な支援をしてまいります。作業は、社会の一員として生産意欲を高めるものであり、「訓練」の要素を含みながらも「社会参加」という目的に基づき、実社会により近づくための勤労を体験して自立支援に繋げていきます。より多くの方に参加していただき、1日の生活のリズム、1週間の生活リズムを培い、安定した生活習慣が身につくことを目的に行っております。「入所」から「居宅生活訓練」そして「社会生活」へと段階をおって自立に向かうことを目標に、循環型施設を目指しています。

#### ② 居宅生活訓練事業に関すること

##### (1) 救護施設居宅生活訓練事業とは

救護施設入所者を対象に、アパート等地域生活に近い環境のもとで1年間生活訓練を行い、地域生活に繋げるために行う事業で厚生労働省が掲げる救護施設機能強化推進事業の一つです。

##### (2) 概要

1) 対象人数 2名以上

2) 訓練期間 原則1年間

3) 訓練場所 近隣のアパート等を一人1部屋を法人が借り上げてそこで生活訓練をしていただく。

##### (3) 訓練対象者の選定ポイント

1) 本人が訓練を希望すること

2)概ね60歳までの人で、担当福祉事務所の了解を得られること

3)身内の方に了解をいただけること

訓練終了後のアパート契約の際に緊急連絡先を受けて頂ける方がいること

4)携帯電話料金の未払いがないこと（訓練終了後、アパート契約をする際本人と携帯電話で連絡先が必要となるため）

5)上記を踏まえ施設長の承諾がもらえること

#### (4) 訓練内容

1)アパートで食事・洗濯・掃除等一人暮らしが出来る様に基本的な生活を学ぶ

2)買い物、ゴミだし・公共交通機関の利用を通じて地域生活のルールを学ぶ

3)心身の健康の管理ができるようにする

4)通所して施設内作業を行うことで生活リズムを整え就労のための支援を行う

5)一人でストレスを抱え込まないように趣味等気分転換の方法を見つける

#### (5) 訓練の進め方

1)訓練期間中は連絡用に施設で契約した携帯電話を渡す

2)訓練当初は職員が多くの手助けをするが、徐々に本人のみで行ってもらおう

3)週間・月間確認表により日々の状況を把握していく

### ③ 通所・訪問事業に関すること

通所・訪問事業は、基本10名以上の方がこの事業に参加することが必要となっていて、自施設の退所者の割合は70%以内と定められています。それぞれ最低5名以上の方が事業に参加しないと加算が認められない仕組みとなっています。現在、神ヶ谷園では通所事業に2名、訪問事業に3名しか集まっておりませんので今年度は自主事業として行います。そして次年度につなげていくように努力してまいります。通所事業対象者は、平日の8時30分から15時まで神ヶ谷園に来て作業に参加していただきます。訪問事業につきましては、毎月1回以上自宅訪問を行い、日常生活（通院・服薬・家事等）と金銭管理の確認と指導を行います。居宅訓練事業の後、地域移行を果たした方の生活全般の確認を目的として、当園独自の自主事業として生活のアドバイスや相談を行い、居宅生活が継続していきますように支援いたします。

### ④ 就労支援事業に関すること

生活に困窮している方や生活保護を受給している方を対象に、就労に従事する準備としての基礎能力の形勢を計画的かつ一貫して支援する事業を始め、支援の流れを形成していきます。就労支援事業は、事業者が浜松市から認定を受けて生活困窮者に就労の機会を提供するもので、施設利用者からも就労訓練事業はできますし、訓練として就労体験する非雇用型と雇用契約を締結して支援付の就労を行う雇用型のいずれかで就労に進んでいただきます。

⑤ 給食に関すること

食事は一番関心が高いため、利用者の皆様のご意見や要望を取り入れるなかで季節感のある栄養バランスのとれた献立表を作成し、楽しい食事づくりに心掛けると共に必要な栄養指導や食中毒の予防に万全の注意を払ってまいります。また、嗜好調査を行ってより多くの利用者の食事満足度を高めてまいります。

⑥ 保健衛生、健康増進に関すること

月2回の内科医師、2週に1回の精神科医師による回診を実施し、保健衛生の徹底を図ります。また、規則正しい生活習慣を身に付けるため毎日のラジオ体操等や天気の良い日には園外散歩など、健康管理に必要な助言・指導を行ってまいります。

⑦ 行事、地域交流に関すること

明るく生きがいを持った生活が出来ますよう、地域社会と積極的に交流しいろいろな行事に参加して、地域とつながりを持って生活を送っていただきます。また神ヶ谷園を宣伝し、施設の役割を十二分に活用していきます。

⑧ 防災対策に関すること

利用者の安全と非常時における安全対策を確保するため、災害用食糧5日分の備蓄を用意しました。毎月1回、職員と利用者合同の防災訓練、防犯訓練を行い、地域の要避難者の受け入れも視野に準備をしました。

⑨ 研修、会議等に関すること

専門職として能力を高めるため、外部研修会に積極的に参加してレベルアップに努めるとともに、施設内の勉強会は職員が講師となって毎月1回以上、開催してモチベーションを高めていきます。また、毎月の個別支援計画会議等を通じて職員相互の情報交換を行う中で、よりよい支援ができますよう努めていきます。

⑩ 個人情報の管理及び苦情解決に関すること

毎日の朝礼において、職員の意識改革を図る指導をするとともに、個人情報の保管・管理を厳重に行い、その取り扱いには万全の注意を払います。苦情解決につきましては、社会福祉法人三幸会「苦情解決の仕組み」に基づき、苦情・意見・相談を受付け円満な解決に努めてまいります。

# 救護施設神ヶ谷園概要

平成30年3月31日 現在

施設名	所在地	施設設置主体	定員	現員	規模・構造
救護施設 神ヶ谷園	浜松市西区 神ヶ谷町 2254-1	社会福祉法人 三幸会 (平成29年12 月24日開設)	110	109	RC構造 延 2,858.81㎡ 2階建

平成30年4月1日 予定

園長	事務員	相談員	看護師	介助員	ケアワーカー	栄養士	嘱託医	計
1人	2人	3人	2人	0人	20人	1人	(2)人	29人

\* 調理業務は民間委託

## 年齢構成表

年齢別	男性	女性	計
20歳未満	0	0	0
20歳代	1	0	1
30歳代	1	0	1
40歳代	6	5	11
50歳代	19	12	31
60歳代	32	10	42
70歳代	12	9	21
80歳以上	1	1	2
計	72	37	109

	男性	女性
最低年齢	22	43
最高年齢	80	80
平均年齢	61.0	61.9
全員平均年齢	61.2	

## 在園者障害別

障害別	男性	女性	計
身体障害者	11	0	11
知的障害者	6	7	13
精神寛解者	28	23	51
身障・知的	1	0	1
身障・精神寛	3	1	4
知的・精神寛	1	4	5
身障・知的・精神寛	0	0	0
病弱者	22	2	24
計	72	37	109

## 在園者年金等受給状況

障害基礎年金	39
国民年金(障・老)	0
厚生年金(障老遺)	42
遺族年金・労災遺族給付き	0
不受給	32
計(重複受給者あり)	113

## 在園期間

期間	男性	女性	計
1ヶ月未満	1	1	2
1ヶ月～6ヶ月	71	36	107
6ヶ月～1年	0	0	0
1年～2年	0	0	0
2年～3年	0	0	0
3年～4年	0	0	0
4年～5年	0	0	0
5年～10年	0	0	0
10年以上	0	0	0
計	72	37	109

	男性	女性
最長者年数	0.0	0.0
平均在園期間	0.0	0.0
平均在園期間	0.0	

退園理由	29年度	30年度
自立	1	
就労		
引取り		
他施設転出		
長期入院		
無断退園		
死亡		
その他		
計	1	0

## 介護の状況(着脱等)

全介助	4	4%
一部介助	52	48%
介助不要	53	49%
計	109	100%

## 在園者身内関係

配偶者あり	0
直系血族又は兄弟姉妹あり	77
身寄りあり	4
家族や身寄りなし	28

## 緊急一時措置収容

件数	1
人数	1

## 措置機関別

地区名	人数
浜松市中区	25
浜松市東区	3
浜松市西区	53
浜松市南区	11
浜松市北区	3
浜松市浜北区	8
浜松市天竜区	1
磐田市	1
袋井市	2
中部健康福祉センター	1
自費	1

月別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
入園者									0	0	1	0	1人
退園者									1	0	0	0	1人

居宅生活訓練事業	0
通所事業	2
訪問事業	0